

令和4年度 第1回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和4年度 第1回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和4年6月3日(金) 午後1時30分～午後3時
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	<p>委員：早坂委員長、斉藤副委員長、秀島委員、山本委員、 泉委員、本間委員、伊藤(瑞)委員、荒井委員、桑原委員、 中川委員、伊藤(幸)委員、黒木委員</p> <p>事務局：西田市長、こども支援部 島村部長</p> <p>こども政策課 上野課長、藤崎副主幹、清野副主幹、 グドバンド主査、横田主任主事</p> <p>こども保育課 滋野課長、室岡主査</p> <p>こども家庭課 佐藤課長、岡本主査</p> <p>南志津保育園 青木園長</p> <p>母子保健課 緑川副主幹</p> <p>指導課 神成主幹、荒木指導主事</p> <p>教育センター 深澤指導主事</p> <p>社会教育課 照井主査</p>

会議議題	<p>(1) 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出について</p> <p>(2) 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 傍聴要領について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 会議録の作成方法及び確認方法について</p> <p>(3) 佐倉市子育て支援推進委員会について</p> <p>(4) 令和4年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について</p> <p>(5) 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(6) 南志津保育園の民営化について</p>
------	---

<p>【1 開会】</p> <p>【2 議題等】</p> <p>●議題1 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出について</p> <p>●議題2 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 傍聴要領について</p>

ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

- 議題3 佐倉市子育て支援推進委員会について
- 議題4 令和4年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール(案)について
- 議題5 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について
- 議題6 南志津保育園の民営化について

【3 閉会】

議題1 佐倉市子育て支援推進委員会委員長及び副委員長の選出について

(事務局)

今回、すべての皆様が新たに委員の委嘱を受けられたため、現在、委員長、副委員長が不在となっている。

選出については、子育て支援推進委員会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっているため、委員長、副委員長の選出をしたい。

選出について、意見等ある方はいるか。

もし特に無いようであれば、前回も委員長をお願いしていた早坂恵子委員に委員長を、副委員長を前職の後任にあたる斉藤 英晴委員に、それぞれお願いしたいと思うが、いかがか。

(事務局等以外の意見なし)

(事務局)

それでは、委員長、副委員長については昨年度と同様、早坂委員、斉藤委員に会の運営をお願いする。

議題2 佐倉市子育て支援推進委員会の会議公開等について

(事務局)

会議の公開について、佐倉市情報公開条例により、審議会等の会議は原則公開することとなっているため、本委員会の会議についても「原則公開」とする。

ただし、会議の全部又は一部が、個人情報に該当する事項を審議すると認められる場合などには、非公開とすることができるので、その方法について決定したい。

当該会議の全部又は一部を非公開とすることは、4つの方法のいずれかにより決定することになっている。具体的には、「1 会議における議決」、「2 委員全員による個別の承認」、「3 あらかじめ指名された委員等による承認」、「4 その他審議会等が定める方法」により決定することになっている。

会議の全部又は一部を非公開とする場合の方法について、審議をお願いしたい。

(委員長)

本委員会は、15人と人数も多いため、「3 あらかじめ指名された委員等による承認」を得て、決定することが現実的と考える。

本委員会の会議は「原則公開」することになるが、個人情報に該当する事項等を審議する場合には、委員長・副委員長による承認を得て、決定するということがよいか。

(意見無し)

それでは、本委員会の会議の全部又は一部を非公開とする場合は、委員長・副委員長による承認を得て、決定するものとする。

(意見無し)

(事務局)

次に「傍聴要領」について、会議を公開するに当たっては、会議が円滑に行われるよう、傍聴人に守っていただく事項等を「傍聴要領」として定めることになっている。

市の統一のひな形をもとに作成し、前期使用していたものを「案」としてお配りしているので、審議をお願いしたい。

(委員長)

お手元の「傍聴要領(案)」を、本委員会の傍聴要領とし、傍聴人に配布してよいか。

(意見無し)

(事務局)

最後に「会議録の作成方法及び確認方法」について、前期は、議事要録として、発言した委員のお名前は伏せた状態で作成し、委員長・副委員長に確認した上で確定、公表していた。

今期の「会議録の作成方法及び確認方法」について、審議をお願いしたい。

(委員長)

「会議録の作成方法及び確認方法」について、事務局から説明のあった前期の方法のとおりとしてよいか。

(意見無し)

(傍聴希望の方 1名入室)

(委員長)

傍聴人は、傍聴に際して、配布した傍聴要領に記載の事項を順守し、傍聴をお

願いたい。

議題3 佐倉市子育て支援推進委員会について

(事務局)

(資料1を用いて、子育て支援推進委員会の概要と、4つの役割等について説明)

佐倉市子育て支援推進委員会は、子育て支援施策の推進のために整備された、「子ども・子育て支援法」第77条に基づき、市町村が設置する合議制の機関、いわゆる審議会として位置づけられている。

この審議会には4つの役割が定められている。

1つ目の役割が、特定教育・保育施設の利用定員、つまり保育できる園児数を決める際に、設定案について市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

2つ目の役割が、特定地域型保育事業(佐倉市でいうと、園児数が20名に満たない小規模な保育施設)について、保育園と同様に、設定案について市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

3つ目が、佐倉市子ども・子育て支援事業計画に関して、その内容や進捗状況について、市から意見を伺うので、それに係る意見を述べて頂くこと。

4つ目が、市が実施する子育て支援に係る政策について、市から意見を伺うの

で、それに係る意見を述べて頂くこと。

これらの審議をお願いする本委員会の構成は、

- ・学識経験者の方
- ・医師又は歯科医師の方
- ・民生委員・児童委員・主任児童委員の方
- ・保育園、幼稚園又は認定こども園の園長先生
- ・小学校又は中学校の校長先生
- ・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に在籍する

お子さんの保護者の方

- ・子育て支援に関心があり、公募で応募される市民の方
- ・児童センター又は学童保育所の施設長の方

で構成されている。

(質疑応答・意見)

(委員)

マスクの着用について、これからの季節、熱中症などに注意しなくてはいけないこともあるので、正しい周知が必要と考える。

議題4 令和4年度佐倉市子育て支援推進委員会スケジュール(案)について

(事務局)

(資料2を用いて、子育て支援推進委員会のスケジュールを説明)

今年度の佐倉市子育て支援推進委員会は、本日を含めて7回の開催を予定している。本日の会議では、本委員会及び佐倉市子ども・子育て支援事業計画の概要、佐倉市立南志津保育園の民営化の進捗状況等の説明を行う。

なお、子ども・子育て支援事業計画において、重点事業の一つとして掲げている、「幼稚園や保育園と小学校の連携についての取組み」及び南志津保育園の民営化に関する議題については、一年を通して随時取上げるので、委員の皆様には、様々なご意見を頂戴したい。

また、来年1月の第7回会議では、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの最終案を審議いただくほか、令和5年4月開園予定の保育施設についても、議題に取り上げる予定となっている。

なお、いずれも13時30分開始を予定している。

(質疑応答・意見)

(委員)

子どもが小さい委員もいる。園の迎えの時間は大丈夫か。

(委員)

幼稚園が14時までのため、可能であれば午前中が望ましい。

(事務局)

ただ今の意見を踏まえて対応できるか検討したい。

(委員長)

全部ではないにしても午前中にできる場合は対応してもよいと思う。

議題5 佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

(事務局)

第1期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の概要について、資料3-1を用いて説明をする。

現在の子育て支援等に係るほとんどの制度は、平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法で定められている。

子ども・子育て支援法は、すべての子ども、子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子育て支援の質、量の充実を図ることを目的としており、その第61条において、「市町村は、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める」とされている。

計画期間は、第1期計画は、平成27年から平成31年まで、第2期計画は、令和2年から令和6年までとしている。

現在、当該計画は6章立てとなっているが、令和4年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画」を、この子育て支援事業計画に追加することとなっている。これに合わせて、第2章、第4章など、子ども・子育てに係る各種データを更新していく。

続いて今年度中に策定を予定している子どもの貧困対策に係る計画についての説明。

策定の背景として、令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、市町村での計画策定が努力義務とされた。

佐倉市では、令和3年度に計画策定の前段となる生活実態調査を実施し、令和4年度中に、佐倉市子ども・子育て支援事業計画に盛り込む形で、策定を予定している。

計画の位置づけとしては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の中で規定する市町村の計画として、子ども子育て支援事業計画の中で策定をしていく。

計画の対象は、妊娠期から18歳までの子どものうち、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含める。

計画期間については、佐倉市子ども子育て支援事業計画に準ずる。

昨年度、計画の策定に向け、佐倉市の現状を把握することを目的として、「子どもの生活状況調査及び資源量調査」を実施した。

この調査結果を用いて、佐倉市の現状と課題を分析し、各会議にて意見を伺いたいと考えている。

次に、資料 3-2 を用いて、第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の令和 3 年度の実績の説明をしていく。

本計画の第 5 章において「基本施策の展開～基本目標達成のための7つの取り組み～」を定め、基本目標に基づき、7 つの重点的な施策・事業を推進することとしている。

それぞれの施策・事業には、取り組みに対する指標が定められており、7 つの施策・事業を合計して、22 件の指標について、目標値が設定されている。

実績報告書では、この 22 件の指標の達成状況を検証し、施策・事業が進捗しているかを確認している。ページ上部には、7 つの重点事業毎の指標数に対し、進捗している指標数を記載。13 件の指標において進捗しており、内 9 件が目標を達成している。

実績の内容について、進捗したものは、前述のとおり 22 件の指標中 13 件で、内訳は目標達成が 9 件、順調が 1 件（達成率 8 割以上のもの）、進展が 3 件だった。具体的には、「公民館事業参加人数」、「スクールカウンセラー配置校

数」、「心の教育相談員配置校数」など、子どもの相談先の人員配置に係るもの、「妊娠・出産について満足している人の割合」、及び「産婦健康診査受診率」、「保育所待機児童数」、ファミリーサポートセンターの「依頼会員数」が目標を達成している。傾向としては、コロナ禍においても、事業実施について比較的影響が少ない事業、または実施が必須と考えられる事業となっている。

また、進捗がない「進展せず」の指標数は 9 件となっており、具体的には、幼稚園等と小学校との「連携協定締結数」、「児童センター利用者人数」、「図書館事業参加人数」、「ヤングプラザ事業参加人数」、「乳児家庭全戸訪問実施率」、「児童虐待防止ネットワーク会議開催数」、ファミリーサポートセンターの「提供会員数」、依頼と提供の両方行う「両方会員数」となっている。傾向としては、事業の利用人数を達成指標としている場合に、コロナ禍により、事業の中止・縮小などで、令和 2 年度に引き続き、影響を受けているものが該当している。

令和 2 年度までの実績と比較すると、利用人数が微増しているものもあるが、感染症対策を十分に行いつつ、密を避けて事業実施をする必要や、事業を引き続き縮小して実施したことにより、進展に満たない結果となった。なお、幼保小連携協定の締結については、昨年度締結を予定していた志津小学校とモンテッソーリ光の子とが、本年 5 月 30 日に協定を締結している。

また、指標にはないが、計画における子どもの居場所の充実として、子ども食堂の活動の支援や、地域全体で子育てしやすい街作りを目指す WE ラブ赤ちゃん

プロジェクトなど、基本目標 1～3に資する事業を推進していく。

(質疑応答・意見)

(委員)

ファミサポについて。ずっと共働きのため、小学校に子どもが入ってからお世話になっていた。その分、自分も提供会員になりたい気持ちもあるが、受けなければならぬ講習の回数が多かったり、講習の開催が昼間だったりとなかなか参加ができず、実現できていない。講習や研修は、夕方、夜など仕事終わってからの時間にできれば会員も増えるのではないか。また、預け先に同世代の子どもがいると子どもが喜ぶ。お互いが頼みやすいような制度になるとよい。

(委員)

子どもの貧困対策について、子ども食堂芽ぶきを主宰している。その中で、本当に必要な方が利用できてない印象がある。子ども食堂への支援の今後について聞きたい。

(事務局)

貧困の対策について、計画策定に向けて委員会で審議いただきたいと考える。また、これまで庁内でWGを組織して、行っている事業を整理している。それらを踏ま

えて策定していきたいと考える。

議題6 南志津保育園の民営化について

(事務局)

(6)南志津保育園の民営化について、資料4を用いて説明する。

女性就業率の高まり等による保育ニーズの増大に対応し、持続可能な保育サービスを提供するためには、民間事業者の力を活用する必要があることから、民間保育園の新設、認定こども園や小規模保育事業所等新たな形態の保育施設の開設を行ってきた。

一方で、保育園を含む公共建築物・インフラ施設の老朽化が課題として取り上げられる中、適切な手法により、民営化を推進するため、佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針(第2次)を策定し、民営化対象園2園を抽出。子育て支援推進委員会からの答申を踏まえ、民営化対象園2園のうち、「南志津保育園」の民営化を決定した。

現在、南志津保育園の保育を引き継ぐ園を「2024(令和6)年4月1日開園予定」で、事務を進めており、令和3年度に、運営事業者の公募、選定をした。選定に当たっては、本委員会、及び、本委員会の部会である「南志津保育園民営化運営事業者選定専門部会」でご審議をいただいた。

また、12月には、在園児保護者向けの説明会を、運営事業者同席のもと、実

施。今年度については、市・在園児保護者・運営事業者の三者協議会を組織し、継続的に協議を行うほか、第三者評価を行い、より円滑な保育の引継ぎの実現を目指していく。

令和4年4月1日現在、佐倉市内では2園、全国では84園の施設を運営している事業者 AIAI Child Care 株式会社、南志津保育園の保育を引き継ぐ民営化園を運営する事業者として選定された。

新保育園は、東邦大学医医療センター佐倉病院近く、水道道路から一本奥まった土地が予定地となっている。なお、昨年度末に前期の委員のみなさまから頂戴した、周辺住民への理解については、あらためて事業者が隣接の住宅や、地区の代表に伺い、説明をさせていただいた。

(質疑応答・意見)

(委員長)

R4.3月に急遽場所が少し変わった経緯がある。近隣住民全員に賛同を得なければ保育園運営は難しい旨委員の皆様からも意見が出ており、事業者にもきちんとした対応をお願いしていた。そのことについて、特別な反対意見もなく、良い方向に進んでいる。保育園ができてから、子どもの声がうるさい等、トラブルになる場合もあるため、近隣住民の協力を得られるように設置者には指導をお願いしたい。

(委員)

跡地はどうなるのか。

(事務局)

跡地の利活用については、まだ未定。これから検討していく。

(委員)

名称については、継承するのか。

(事務局)

業者の選定時に志津南部での開所を条件としていた。名前を継承できるかは
まだ未定となる。

(その他事務局からの連絡事項)

- ・こそだちフェスの周知
- ・7/18(月)プレイパークの周知
- ・8/27(土)さくらあったか食堂マルシェの周知

閉会